

**宝くじの普及広報事業で
一般コミュニティ助成備品
を整備**

コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、市区町村に対しコミュニティ活動に助成を行い施設の整備と健全発展を図るとともに宝くじの普及広報事業として行っています。

今年度は、4地区より「宇堅自治会（具志川地区）」、「松島自治会（石川地区）」、「南原風自治会（勝連地区）」、「桃原自治会（与那城地区）」からの申請があり備品が購入されました。

子ども会、婦人会、老人会等の活動の一環として料理教室・講習会のためのガス炊飯器・釜、オーブンレンジ、冷蔵庫などが整備され、世代を越えた交流や健康増進のため、ゲートボール、グラウンドゴルフセットが購入されました。

さらに青年会においては、夏の風物詩エイサーを催しするためのエイサー用締太鼓やハッピー、移動用音響設

備、テント等が整備され、また、IT関係の取り組みのため、パソコン教室等を開催するためにパソコンが購入されました。各自治会ともコミュニティ活動を助成するための整備が行われ、より充実した地域交流、活性化が図られることでしょう。



相 談

【市民無料法律相談】

うるま市顧問弁護士：
ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

実施日及び場所	時 間	実施方法
毎月第2木曜日 石川庁舎 (1階市民相談室) 受付(市民ロビー)	午後1時受付 開始 午後2時～ 午後4時	※先着8名となります。 午後1時より 受付カードを 準備致します ので先着順で 受け取ってくだ さい。
毎月第4木曜日 本庁舎 (1階市民相談室) 受付(2階市民生活課)	午後1時受付 開始 午後2時～ 午後4時	

※受付開始時間が午後1時となっていますが、相談者は先着8名までとなっていますので、当日は、窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありますので、早めにご来庁ください。

【特設人権・行政相談所の開設】

※**人権相談**：近隣とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰などの人権問題でお困りの方。

※**行政相談**：国の行政や特殊法人などについて、苦情相談を受け付けます。

【日時】9月19日(火)午前10時～午後4時

【場所】石川庁舎2階 会議室

【定例行政相談所の開設】

【日時】9月19日(火)午後1時30分～午後4時

【場所】勝連庁舎1階 社協ボランティア室

連絡先：市民生活課 ☎973-5487

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により、都市計画を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、これらの都市計画の案について、縦覧期間満了の日までにうるま市に対して意見書を提出することができます。

- 都市計画の種類及び内容
 - 石川都市計画道路の変更／石川西線
 - 石川都市計画公園の変更／伊波公園
- 都市計画を変更する土地の区域
 - うるま市石川二丁目
 - うるま市石川伊波伊波原
- 縦覧場所
うるま市都市計画部・都市計画課 ☎965-5602
- 縦覧期間及び時間
期間／9月25日(月)から10月10日(火)
時間／午前8時30分から午後5時15分まで
(土・日曜日と祝祭日は除く)